

## 令和3年度青森県商店街買物サービス事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、商店街等が実施する買物サービスの取組を支援し、買物弱者支援の担い手を確保するとともに、高齢化社会に対応した地域の買物利便性の向上と商店街の活性化を図るため、商店街買物サービス事業に参画する事業者（以下「事業者」という。）が行う商店街買物サービス事業（以下「買物サービス事業」という。）に要する経費について、令和3年度予算の範囲内において、当該事業者に対し、商店街買物サービス事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において事業者とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 小規模事業者（単独又は複数の小規模事業者）
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会であって、組合員が小規模事業者であるもの
- (3) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会であって、組合員が小規模事業者であるもの
- (4) 小規模事業者で構成される任意の商店街団体等であって、市町村長が認める団体
- (5) 小規模事業者で構成される特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であって、市町村長が買物サービス事業を行う団体と認める法人
- (6) 買物サービス事業を行おうとする小規模事業者で構成される上記以外の団体で市町村長が認めるもの

2 この要綱において買物サービス事業とは、次の事業とする。

- (1) 移動販売事業
- (2) 宅配事業
- (3) 出張販売事業
- (4) 移送サービス事業
- (5) その他知事が必要と認める買物サービス事業

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（1）買物サービス事業一覧表（第2号様式）

（2）事業計画書（第3号様式）

（3）収支予算書（第4号様式）

（4）その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

（1）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更する場合において、事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、補助事業における別表の経費区分に掲げるそれぞれの経費の20パーセント以内の変更（補助金の増額を伴わないものに限る。）については、この限りでない。

（2）補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延（事故）報告書（第7号様式）を知事に提出してその指示を受けること。

（4）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和4年4月1日から5年間保管しておくこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（規則第19条に規定するものに限る。以下同じ。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第8号様式）その他関係書類を第13に規定する期間、整備保管すること。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金交付申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(契約等)

第8 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、知事から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は県から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共

同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第9 補助事業者は、規則第6条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が規則第13条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、県が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第10 規則第10条の規定による報告は、令和3年9月30日現在の状況を記載した事業遂行状況報告書（第9号様式）を、令和3年10月10日までに知事に提出して

行うものとする。

(実績報告)

第11 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和4年4月10日のいずれか早い時期までに事業完了（廃止）実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 補助事業一覧表（第2号様式）

(2) 事業実績書（第3号様式）

(3) 収支精算書（第4号様式）

(4) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び財産管理台帳（第8号様式）の写し

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第13 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）を提出するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(産業財産権等に関する報告)

第15 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨

記載した産業財産権等取得等届出書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第16 知事は、収益納付に係る報告書（第13号様式）により、補助事業者が当該補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

（事業実施期間終了後の事業状況報告）

第17 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から5年間、自らの毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に、当該補助事業に係る当該事業年度内の事業化及び収益状況等に関する青森県買物サービス事業費補助金に係る事業状況報告書（第14号様式）を、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告を行った日から5年間保存しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第18 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団等の排除）

第19 知事は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

（1）交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて青森県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くこと。

（2）前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は青森県公営企業管理者及び青森県病院事業管理

者に提供すること。

- 2 補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、当該補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

#### 附則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。

別表（第3関係）

補助対象経費	買物サービス事業に要する次の経費	
	経費区分	内容
	謝金	委員、講師及び研究員等外部専門家（組合員又は役職員等の内部関係者を除く。以下同じ。）に対する謝金
	旅費	(1) 委員、講師及び研究員等外部専門家に対する旅費 (2) 職員、役員等に対する旅費
	事業実施に係る経費	店舗等借入費、広報費、借料、備品費、光熱水費、雑役務費、資料購入費、委託費、会議費、通信運搬費、消耗品費、外注費、その他の経費（その他知事が特に必要と認める経費）
補助金の額	補助対象経費の2分の1に相当する額若しくは100万円のいずれか低い額以内の額	



第1号様式（第4関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 印

令和3年度青森県商店街買物サービス事業費補助金交付申請書

令和3年度において実施する青森県商店街買物サービス事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 補助金交付申請額 円

(注) 次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

3 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項（該当するものに○）

(1) あり / (2) なし

\* 「(1) あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。

該当事項：

第2号様式（第4、第11関係）

買物サービス事業（補助事業）一覧表

補助事業者の名称	補助事業に要する経費	補助事業の内容
	円	

第3号様式（第4、第11関係）

事業計画（実績）書

1 補助事業者の概要

名 称			
住 所			
代表者氏名 (役職・氏名)			
電話・FAX番号 (メールアドレス)			
担 当 者 (担当部署名)			
設 立 年 月 日			
出 資 者 又 は 組 合 員 の 数		資本の額又は 出資金の額	円

2 補助事業の概要

事 業 目 的	
事業実施場所 (市町村名、商店街名)	
実 施 体 制	
事業実施予定時期 (事業スケジュール)	

事業概要	
事業実施時の連携先 又は連携想定先	
事業効果	
令和4年度以降の 実施予定事業の概要	
事業効果の検証等	

- (注) 1 補助事業者ごとに一葉作成すること。  
2 補助事業の内容（実績）が分かる図面、写真等を添付すること。

第4号様式（第4、第11関係）

収支予算書（精算書）

（単位：円）

補助事業者名						
経費 区分	内容	補助事業に要 する経費	左の額の負担区分			備 考 (積算根拠)
			県	市町村	その他	
謝金						
	謝 金					
旅費						
	旅 費					
事業実施に係る経費						
	店舗等借入費					
	広 報 費					
	借 料					
	備 品 費					
	光 熱 水 費					
	雑 役 務 費					
	資 料 購 入 費					
	委 託 費					
	会 議 費					
	通 信 運 搬 費					
	消 耗 品 費					
	外 注 費					
	その他の経費					
合 計						

（注）補助事業者ごとに一葉作成すること。

第5号様式（第5関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 印

令和3年度青森県商店街買物サービス事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青商第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和3年度青森県商店街買物サービス事業の内容を、下記のとおり変更したいので、令和3年度青森県商店街買物サービス事業費補助金交付要綱第5第1号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 変更の内容は、第2号様式、第3号様式、第4号様式に準じて作成するものとし、上下二段書きで、上段に変更前の内容を括弧書きで記載すること。

第6号様式（第5関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 印

令和3年度青森県商店街買物サービス事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青商第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和3年度青森県商店街買物サービス事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和3年度青森県商店街買物サービス事業費補助金交付要綱第5第2号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第7号様式（第5関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 印

令和3年度青森県商店街買物サービス事業遅延（事故）報告書

令和 年 月 日付け青商第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和3年度青森県商店街買物サービス事業について、下記のとおり遅延（事故）があったので、令和3年度青森県商店街買物サービス事業費補助金交付要綱第5第3号の規定により、報告します。

記

- 1 補助事業者の名称
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費 円
- 4 遅延（事故）の内容及び原因
- 5 遅延（事故）に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延（事故）の理由を立証する書類を添付すること。



第8号様式（第5、第11関係）

財 産 管 理 台 帳

財産の名称		事業実施年度			補助事業者名								
事業内容			工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考	
施設 区分	施工 箇所 設置 場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事 業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分 の 内容
						県	市町村	その他					
					円	円	円	円					
計													

- (注) 1 処分制限年月日の欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容の欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別を記載すること。
- 3 備考の欄には、譲渡先、交換先、貸し付け、抵当権者等の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間の欄及び処分の状況の欄を含んだ他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。

第9号様式（第10関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 印

令和3年度青森県商店街買物サービス事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け青商第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和3年度青森県商店街買物サービス事業の遂行状況について、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業者の名称
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助対象経費の支出状況

円

第10号様式（第11関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 印

令和3年度青森県商店街買物サービス事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青商第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和3年度青森県商店街買物サービス事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業完了（廃止）年月日 令和 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金受領年月日及び金額 令和 年 月 日  
円

第 1 1 号様式 (第 1 4 関係)

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 3 年度青森県商店街買物サービス事業費補助金交付要綱第 1 4 の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 青森県補助金等の交付に関する規則第 1 3 条に基づく確定補助金 (令和 年 月 日付け青商第 号による補助金の額の確定通知額) | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額                                   | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額                       | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2)   | 円 |

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

3 補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費税額から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。

第12号様式（第15関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 印

産業財産権等取得等届出書

令和3年度青森県商店街買物サービス事業費補助金交付要綱第15の規定により、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

- 1 産業財産権等の種類及び番号
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

第13号様式（第16関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 印

収益納付に係る報告書

令和 年 月 日付けをもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、令和3年度青森県商店街買物サービス事業費補助金交付要綱第16の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の成果の事業化等の有無

- |                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| 1 補助事業の成果の事業化         | 有 | 無 |
| 2 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定   | 有 | 無 |
| 3 その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

(単位：円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経 費 (B)	補助事業に 係る売上額 (C)	補助事業に 係る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1～3においてすべて「無」（1については、事業実施期間内に売上なし）の場合には、上記の表への記入は不要。
  - (2) 「補助金額 (A)」は、第4号様式の収支精算書に記載の「県負担合計」をいう。
  - (3) 「補助対象経費 (B)」とは、第4号様式の収支精算書に記載の「補助事業に要する経費合計」をいう。
  - (4) 「補助事業に係る売上額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
  - (5) 「補助事業に係る収益額 (D)」とは、「補助事業に係る売上額 (C)」から、同売上額を得るのに要した額（補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等）を差し引いた額をいう。なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロ又はマイナスの場合には、(D)にゼロと記載する。
  - (6) 「控除額 (E)」とは、「補助対象経費 (B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。控除額 (E) = 補助対象経費 (B) - 補助金額 (A)
  - (7) 「納付額 (F)」 = (「補助事業に係る収益額 (D)」 - 「控除額 (E)」) × (「補助金額 (A)」 / 「補助対象経費 (B)」) \* 円未満切上げ
- (注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。  
(注) 共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。

第14号様式（第17関係）

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 印

令和3年度青森県買物サービス事業費補助金に係る事業状況報告書

令和3年度青森県買物サービス事業費補助金交付要綱第17の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）

令和3年度青森県買物サービス事業費補助金 事業  
（ 年 月 日交付決定）

2 報告する期間

開始 年 月 日

終了 年 月 日

3 実施した事業の概要

(1) 事業者名

(2) 事業名

(3) 事業の具体的な取組内容

(4) 事業成果（概要）

(6) 本事業がもたらす効果等

(7) 本事業の推進にあたっての改善点等